

公益財団法人日本食肉生産技術開発センター評議員 及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

最終改正 令和8年6月23日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 日本食肉生産技術開発センター（以下「センター」という。） 定款第15条及び第28条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第22条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいい、常勤役員とは役員のうち理事長及び専務理事を言い、非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員及び役員の職務の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員が、評議員会等への出席及びその他の職務に従事した場合は、1日当たり12,000円を報酬として支給する。
- 3 理事長及び専務理事の報酬の額は、それぞれ年額750万円の範囲内で理事会の承認を経て理事長が決めるものとする。
- 4 常勤役員の報酬の額の月額等の配分は、年額の範囲内で理事長が決めるものとする。
- 5 非常勤理事が理事会等への出席及びその他の職務に従事した場合は、1日当たり12,000円を報酬として支給する。
- 6 非常勤監事が理事会及び評議員会への出席並びに監事監査の実施、その他の職務に従事した場合は、1日当たり12,000円を報酬として支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員に対する支給日及び支給方法は、職員給与規程に準ずる。

- 2 評議員、非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬等は、評議員会等及び理事会への出席等の都度支給する。

(費用)

第5条 センターは、評議員及び役員が、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

2 前項の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、評議員会の議決があった日から施行し、平成31年1月31日から適用する。

公益財団法人日本食肉生産技術開発センター常勤理事報酬等及び費用に関する規程、公益財団法人日本食肉生産技術開発センター非常勤理事長の謝金及び旅費について及び公益財団法人日本食肉生産技術開発センター理事等の謝金及び旅費については、廃止する。

附 則

この規程は、評議員会の議決があった日(令和4年10月20日)から施行し、令和4年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、評議員会の議決があった日(令和6年3月26日)から施行し、令和6年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、評議員会の議決があった日(令和8年6月23日)から施行し、令和9年4月1日から適用する。